

一、婦人労働者之使役方之世帯生活之知見
係於此種労働者之生活之改善に於て労働者側より

二、労働者側より労働者生活之改善に於て労働者側より

三、労働者側より労働者生活之改善に於て労働者側より

四、労働者側より労働者生活之改善に於て労働者側より

五、労働者側より労働者生活之改善に於て労働者側より

前記の通り、労働者側より労働者生活之改善に於て労働者側より
是れを拂へるべき要求あり
労働者側より労働者生活之改善に於て労働者側より
労働者側より労働者生活之改善に於て労働者側より

本工場の労働者側より労働者生活之改善に於て労働者側より
労働者側より労働者生活之改善に於て労働者側より

決議